| 資料ID | 2022-08-28_224232_TW::2021-10- 05_140436:@9jtCdbGf3lih8Fe::1445253567212781574 |
|------------|---|
| URL | https://twitter.com/9jtCdbGf3lih8Fe/status/1445253567212781574 |
| アカウント | @9jtCdbGf3lih8Fe |
| ユーザ名 | 弁護士 岸本 学 |
| ツイートの記録日 時 | 2022-08-28_224232_ |



弁護士 岸本 学

@9jtCdbGf3lih8Fe・フォローする



こういうこともあるのだから、被害者側の弁護士と しては、安易に被害者へ「希望額の引き下げ」を勧 められません。

実際のところ、痴漢・盗撮で示談金200万円以上 の示談は、それなりの数成立しています。

♠ 弁護士 岸本 学 @9itCdbGf3lih8Fe

被害者が「盗撮で520万円で示談した」というツイートがありま した。

あれも加害者側も弁護士がついており、合意自体に問題はな いと見えます。

これをもし仮に、被害者から相談を受けた弁護士が「30万円に しときなさい」と言って被害者がこれに従っていたら、490万円 の「逸失利益」が発生して

午後2:04 · 2021年10月5日



○ 16 ○ 返信 🔗 リンクをコピー

Twitterでいま起きていることを見てみましょう